

# 抗告許可申立書

令和6年9月2日

東京高等裁判所 御中

申立人代理人弁護士 福本修也  
同 鐘築優  
同 堀川敦

## 当事者の表示

■ [Redacted]

[Redacted]

申立人 田中富廣

■ [Redacted]

[Redacted]

申立人代理人 弁護士 福本修也

[Redacted]

■ [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

同 弁護士 鐘築優

[Redacted]

■ [Redacted]

[Redacted]

同

弁護士 堀 川 敦

東京高等裁判所令和6年（ラ）第968号過料決定に対する抗告事件につき、令和6年8月27日にした決定は不服であり、最高裁判所に対し、同決定を破棄した上更に相当な裁判を求めるため、抗告許可の申立てをする。

記

第1 原決定の表示

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 抗告許可申立ての趣旨

本件抗告を許可する。

第3 抗告許可申立ての理由

おって、理由書を提出する。

添附書類

委任状 3通